



見 解 書

令和2年11月6日

(あて先) 川口市長

事業計画者 埼玉県川口市本蓮四丁目5番10号  
 住 所 株式会社 FUJI  
 氏 名 代表取締役 佐藤 幸一  
 [ 法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名 ]  
 電話番号 048-229-2945



川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第11条第1項の規定により、見解書を提出します。

事業計画書の收受年月日及び文書番号	令和2年3月4日付け 第319号
廃棄物処理施設の種類	産業廃棄物収集運搬業積替え保管施設がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)
廃棄物処理施設の設置等の場所	埼玉県川口市本蓮四丁目5番10号
意見書受付年月日及び受付番号	令和2年10月26日 第215号
意見の要旨	本事業計画における事業者が発生する騒音については、足立区との敷地境界で足立区の騒音規制基準値を満たすよう努めること。
意見に対する見解	保管施設からの騒音は発生しないが、産業廃棄物の積み下ろし時には騒音が発生するため、意見を十分に留意し、産業廃棄物の積み下ろし時には、騒音の発生が最小であるよう細心の注意を払い、迅速かつ丁寧に行います。
生活環境保全協定の締結の状況	該当なし

